

投信積立規定

1. (規定の趣旨)

- (1) この規定は、お客さまと株式会社あおぞら銀行（以下「当行」という。）との間の投信積立に関する取扱いを定めたものです。なお、投信積立とは、当行がお客さまのために、お客さまが当行に提出した当行所定の申込書（以下「投信積立申込書」という。）によりあらかじめ指定した買付けるべき投資信託（以下「指定投資信託」という。）を、あらかじめ指定した毎月到来する日（各々以下「購入申込日」という。ただし、当該日が営業日以外の日に該当する場合は翌営業日を当該月の「購入申込日」とします。）および金額（以下「毎月購入金額」という。）にて自動的に買付けるにあたり、指定投資信託の委託会社（以下「投資信託委託会社」という。）に対して、その買付の取次を行う取引をいいます。
- (2) この規定に別段の定めがないときには、指定投資信託の投資信託約款、目論見書および当行の「投信総合取引規定」（以下「投信総合取引規定」という。）、当行の「累積投資規定」等に従って取り扱います。なお、この規定において定義のない用語で、投信総合取引規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

2. (申込)

お客さまは、当行所定の手続に従って「投信積立申込書」を当行に提出することにより投信積立の申込を行うものとします。お客さまは、投信積立申込書に指定預金口座の口座番号、指定投資信託の銘柄名、購入申込日、増額月、毎月購入金額、増額月の上乗せ金額その他の所定事項をご記入、または投信積立申込書等に印字された必要事項をご確認の上、「投信総合取引規定」第1章4.（1）に定める届出の印章（または署名）により記名押印され、これを「投信総合取引規定」第1章3.（2）に定める取引店（以下「取引店」という。）に提出することによって積立投信を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り投信積立を開始することができます。

3. (金銭の払込・引落し)

- (1) お客さまは、毎月購入金額（増額月においては増額月の上乗せ金額を加えた金額）および当行所定の手数料の合計額（各々以下「買付代金額」という。）を、当行所定の日（以下「引落日」という。）に、払込むものとし、当行は、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、お客さまから当座小切手の振出しまたは通帳および払戻請求書の提出を頂かずに、買付代金額につき指定預金口座からの自動引落しによる方法で引落しを行い、その払込に充当することができるものとします。
- (2) 上記（1）の引落しによる払込は、上記2. に定めるお客さまの投信積立申込に対する当行の承諾および当該引落しに必要となる当行所定の手続等の完了後に初めて到来する引落日から開始します。
- (3) 同日に数件の引落しを行う場合において、その総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれかを引落すかは当行の任意とします。また、当座勘定規定に基づく手形、小切手等による支払ならびに普通預金規定に基づく普通預金通帳および払戻請求書による支払との関係においても同様とします。

4. (購入申込方法、時期および価額)

- (1) 当行は、当行が別に定める場合を除き、上記2. に定める投信積立の申込および上記3. の買付代金額全額の金銭の払込があったとき（ただし、投信積立の申込については、当該申込後の初回の購入に限り必要となります。）に、遅滞なく指定投資信託の購入申込を投資信託委託会社に取り次ぎます。ただし、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に取次の手続を行うことがあります。引落日当日において、指定預金口座の残高が買付代金額に満たない場合は、

自動引落しは行なわれず、当該引落日の属する月における指定投資信託の受益権等の投資信託委託会社への取次は行われないものとします。この場合、当該取次が行われなかったことを、当行からお客さまへ通知しません。

- (2) 当行は、各指定投資信託の商品ごとに定める代金を当行所定の時期にお客さまに代わって、投資信託委託会社に支払います。
- (3) 購入申込の内容が確定する当行所定の日（以下「確定日」という。）までに当行が承諾した投信積立のお申込については、当該確定日直後の購入申込日から購入します。確定日の翌営業日以降に承諾した投信積立のお申込については、当該確定日の翌月の購入申込日から購入を行います。その場合、当該確定日直後の購入申込日に購入を行わなかったことについて特段の通知はいたしません。

5. (投信積立の変更)

- (1) お客さまは、投信積立の内容のうち当行所定の事項を変更する場合、当行所定の手続に従って「変更申込書」に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、当行に提出することにより変更の申込を行うものとします。
- (2) 確定日までに「変更申込書」を提出し、当行が承諾した場合、当該確定日直後に到来する購入申込日に係る投信積立分より変更します。
- (3) 上記（1）に定める当行所定の事項以外の一部の事項について変更する場合、既存の投信積立を終了した上で新たに申込をする必要があります。

6. (残高の通知)

投信積立による指定投資信託の受益権等の残高の通知に関しては、四半期ごとの取引残高報告書で行います。なお、購入の都度の報告は行いません。

7. (投信積立の解約)

- (1) 投信積立は、当行所定の方法によるお客さまからのお申し出により解約することができます。解約するときには、投信積立申込書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して取引店にご提出ください。「投信総合取引規定」第8章59.（1）によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。届出の印章を失った場合の解約は、このほか「投信総合取引規定」第8章62. に準じて取り扱います。
- (2) 上記（1）に定める解約に該当する場合でも、別途定めるところを除き、受益権等の換金を行いません。
- (3) 確定日までに「終了申込書」を提出し、当行が承諾した場合、当該確定日直後以降の引落しは行わず当月以降の購入取次は行いません。
- (4) 投信積立は、上記（1）によるお客さまからの終了のお申し出の他、「投信総合取引規定」第6章52.（2）および第8章60.（2）の定めに従って当行が解約すべきものとして判断した場合にも解約することができるものとします。その場合、受益権等については換金します。

8. (規定の変更)

- (1) この規定の条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 上記（1）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

9. (準拠法、合意管轄)

- (1) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）の準拠法は、日本法とします。

(2) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

実施日：2020年3月16日